## 院内がん登録二次利用についてのオプトアウト患者説明書

## 【臨床研究に関する情報公開(オプトイン、オプトアウト)について】

通常、臨床研究は文書もしくは口頭で説明を行い、患者さんからの同意(インフォームド・コンセント)を得て行われます。これを「オプトイン」といいます。

臨床研究のうち、診療情報などの情報のみを用いて行う研究については、国が定めた倫理指針に基づき必ずしも対象となる患者さんのお一人ずつから直接同意を得るとは限りませんが、あらかじめ研究内容の詳細を公開し、研究のためにご自分のデータが使用されることを望まない方は拒否できる機会を設けています。このような手法を「オプトアウト」といいます。

## 【院内がん登録データの二次利用について】

院内がん登録は、がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十一号)により、院内がん登録の実施に係る指針(厚生労働省告示第四百七十号)に即して行うこととされています。これらのデータは現在毎年、全国の施設におけるがん医療の実態把握のために、提出元が保持する対応表が無い限り個人が識別できない状態のデータとして国立がん研究センターに提出されていますが、その二次的な利用については拒否(オプトアウト)の機会が提供されています。

今回の拒否の申出について、当院のデータベースに記録するとともに、国立がん研究センターと連携して、二次利用を行わないようにいたします。手続きに際し、以下の点についてご理解のほどお願いします。

- ・ 今回のオプトアウトは、申出をいただいた当院から国立がん研究センターに提出されたデータ分の みです。他院に受診されてその施設からのデータ提出分も拒否をされる場合は、当該医療機関へも お申し出ください。
- 現在行っている解析課題は国立がん研究センターのホームページで閲覧可能です。
- ・ 国立がん研究センターで解析のために研究者等にデータを提供する際には提出元と結びつけられる 情報は削除します。そのため、この状態になって提供済みのデータについては、追跡が不可能なた め削除できません。
- オプトアウトを申出されたことによる、患者さんの診療に影響することはありません。
- ・ データは、当院で行われた診療内容ですので、その内容については、担当の医師に直接お尋ねくだ さい。

院内がん登録の制度自体について、ご不明な点などありましたら、国立がん研究センターが運営するホームページ「がん情報サービス」をご確認ください。また、必要に応じて問い合わせフォームもご活用ください。ただし、国立がん研究センターで保有している院内がん登録は番号のみで管理しており、お問い合わせをいただいても診療やデータの内容はわかりません。また、氏名などの個人の患者さんが判別できる情報を保持しておりませんので、削除などの対応については、実際に診療を受けた病院を通して伝える必要がありますのでご注意ください。